



# 事務所だより 12月号

西田成希税理士事務所

霜寒の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

早いものでもう12月です。皆様の今年1年はいかがでしたでしょうか。

私は、後半テニスで成績を残せましたので「終わりよければ全てよし」というところでしょうか(今年のテニスの予定はすべて終了しました)。そういうことで、今年1年のテニスを振り返ってみました。



日時	大会名	場所	成績	勝敗
4 / 1	川西市民大会	川西市	2位	5勝1敗
4 / 14	兵庫県選手権大会	神戸市	予選敗退	1勝1敗
4 / 29	万葉オープン	稲美町	予選敗退	2勝2敗
5 / 27	東播大会	加古川市	予選敗退	1勝3敗
6 / 9	兵庫県民大会	三木市	予選敗退	0勝3敗
6 / 17	芦屋オープン	芦屋市	3位	3勝1敗
9 / 16	加古川大内杯	加古川市	優勝	4勝0敗
10 / 13	兵庫県選手権大会	神戸市	3位	2勝1敗
11 / 4	尼崎琴城杯	尼崎市	優勝	3勝1敗

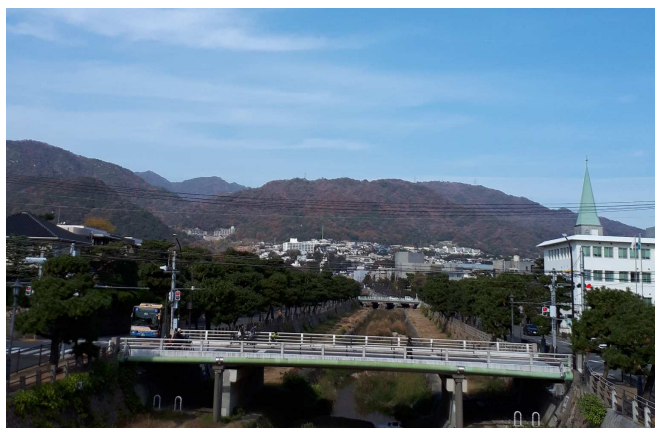
結構テニスしてますね(^\_^;)。1ヶ月半に1回!自分では全然テニスしていないイメージでした。練習は全くできていませんので、そのイメージが強かったみたいです。

改めて見てみると、最初と最後だけ成績が良かったんですね(成績がいいと言っても、参加チーム数は多くても12チームでしたが(>\_<))。予選落ちがずっと続いていたので、4月の2位なんて完全に忘れてました。通算成績は、21勝13敗です。嬉しいです(^\_^)。

なんで後半、勝てたんでしょう?2つあって、1つは『今までと違うことをする』。もう1つは『失敗を引きずらない』です。特に失敗したときに感情を引きずらずに次に向かうことができるようになりました(^\_^)/。来年は、全ての試合で予選アップを目指します!この冬、飲みすぎ、食べ過ぎに注意しないと…。

これを仕事や実生活にも応用できれば…。なかなか出来ないですよ(T\_T)。テニスだけではなく、仕事でも結果が出るように頑張ります!

では、事務所だより12月号をお送りします。今年最後の事務所だよりです。少し早いですが、よいお年をお迎えください。



## ☆ お知らせ (2018年12月の税務)

期 限	項 目
12月10日	11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(当年6月~11月分)の納付
1月4日	10月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	4月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	給与所得の年末調整
	給与所得者の保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
	固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付

## ☆ パート主婦今年の年収は?

### ◆ 今年の配偶者控除改正の影響は?

2018年の1月から配偶者控除の仕組みが変わり、年収に対する税額控除ラインが上がりました。これまで通り配偶者(普通は妻)の年収が103万円を超えると配偶者特別控除が適用にはなりませんが、控除額が減額され始めるのが150万円(所得85万円)超からになりました。配偶者の年収が150万円を超えると段階的に控除額が下がり、201万6千円(所得123万円)で0になります。

また、高額所得者の配偶者(普通は夫)の年収が1,120万円(所得900万円)以下ならば控除額は38万円ですが、この額を超えると控除額が下がり年収1,220万円(所得1,000万円)超で控除はなくなります。高額所得者世帯で影響が出るところがありそうです。

### ◆ 税制以外の年収制限要因

税制面では控除額減額開始が年収150万円に引き上げられましたが、単純に妻が収入を増やしてもいい、というわけではありません。夫の勤務する企業で扶養手当が支給される場合に、

扶養手当の支給基準が年収103万円以下と定めている企業では、その金額を超えると手当が支給されなくなってしまう可能性があります。一般的に月数万円位が支給されているので収入を増やしても手当が無くなってしまふ方が影響は大きいのです。

また、社会保険の被扶養者は年収130万円未満とされており、それ以上の収入になると自分で勤務先の社会保険に加入するか国保加入する事になります。さらに501人以上の企業では年収106万円を超えると企業の社会保険に加入しなければなりません。

毎年秋になるとその年の年収を調整しなければならない妻の事情は今年も変わっていないようです。

#### ◆ 社会保険加入に積極的な面も

一方で2016年秋に年金制度が改正され501人以上の企業で週20時間以上勤務するパート等が厚生年金の加入対象者となった時に、保険料負担を嫌って短時間勤務を選ぶ人が多いとみていた政府は加入者の増加数に驚いたそうです。新規加入者25万人の予想を上回り、昨年末時点で1.5倍の37万人が新たに加入したからです。保険料負担をしても収入を増やして手取りを増やせる位働こうと考える人もいるという事です。

人生100年時代に備えて将来の年金額を増やしたい、という人が多くなったのでしょうか。

#### ☆ 法令適用事前確認手続きの活用

#### ◆ サービスの多様化と許認可

許可や認可、免許など、日本には数多くの「許認可」が存在し、その数なんと2万種類とも言われます。建設業を営む場合には、都道府県知事又は国土交通大臣からの「建設業許可」を、お酒の販売を行う場合には、税務署長からの「酒類販売免許」など、新たな事業を始めるにあたり、こうした許認可を必要とすることも少なくありません。

一方で、サービスの多様化や差別化が進むにつれ、そもそも許認可を必要とするのか否か、企業だけでは判断が難しいケースも増えているのではないのでしょうか。そんなときに活用できるのが、「法令適用事前確認手続」です。

#### ◆ 法令適用事前確認手続とは

「法令適用事前確認手続」とは、民間企業等が、これから行おうとしている行為について、法令に抵触しないか、規定の適用対象となるかどうか、あらかじめその法令を所管する行政機関に対して照会し、行政機関が見解を述べるとともに、その回答内容を公表するというもので、「日本版ノーアクションレター」とも呼ばれます。

たとえば、新しいサービスを考えたものの、そのサービスは建設業許可がないと提供できないのか、法令の文言からだけでは判断できなかったとします。この際、建設業法を所管する国土交通省に対し、この法令適用事前確認手続を取ると、照会から原則30日以内に書面等による回答が得られるという仕組みです。

#### ◆ ホームページ上で回答の公表も

この制度では、行政機関がその照会者に対して回答するとともに、各行政機関のホームペー

ジ上にも公表されています。回答は個別具体的な事例に対するものですので、たとえ自社で考えているサービス内容と類似した他社の照会内容があったとしても同一視することはできませんが、各行政機関の基本的な見解を知るのに役立つかもしれません。

今回は国土交通省を例に挙げましたが、法令適用事前確認手続は多くの行政機関で導入されていますので、様々な業種で利用が考えられます。新しいサービスを始めるにあたり、法令に抵触しないかどうか懸念されるときは、この手続きを活用してみたいはいかがでしょうか。

#### ☆ 自筆証書遺言保管制度と新設と遺言書の方式緩和

#### ◆ 自筆証書遺言保管制度の新設

平成30年7月6日、法務局における遺言書の保管等に関する法律が成立し、法務局において自筆証書遺言を保管する制度が新たに設けられることとなりました。

新たな制度では、予め保管申請しておく、遺言者が死亡した後に相続人が法務局において、遺言書保管事実証明書及び遺言書情報証明書の交付請求、遺言書原本の閲覧請求をすることができるようになります。また、相続人の1人に遺言書情報証明書を交付した場合または遺言書の閲覧をさせた場合には、法務局から他の相続人等に遺言書が保管されている旨が通知されることとなります。

#### ◆ 紛失・改ざんなどのリスク

自宅で自筆証書遺言を保管した場合、紛失・亡失の可能性がありますし、遺言書の内容によっては相続人による廃棄、隠匿、改ざんの恐れがあります。実際、その内容に不満を持った相続人が意図的に廃棄する、内容を書き換えるといったことにより相続手続きや相続税申告に支障が出るケースも見受けられます。

#### ◆ 相続手続きと相続税申告をスムーズに

相続税の申告は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に行うことになっています。ところが、相続財産の把握や財産分割には思いのほか時間がかかるものです。自筆証書遺言があった場合でも家庭裁判所で検認という手続きが必要になり、最低でも1か月はかかるのが現状です。保管制度を利用すると検認は不要ですし、自筆証書遺言で財産目録と遺言者の意思表示が分かりますので、相続手続きと相続税申告書作成がスムーズにできると期待されます。なお、保管制度の施行日は今後政令で定められることとなりますが、施行前には法務局に遺言書の保管を申請することはできませんのでご注意ください。

#### ◆ 遺言書の方式緩和

現民法では自筆証書遺言は全文を自筆する必要がありますが、民法改正によりパソコンで作成した財産目録、通帳のコピー、登記事項証明書等の自書によらない財産目録を別途添付することが可能となります。財産目録には遺言者の署名押印を行うことで偽造を防止します。この改正は平成31年1月13日から施行されます。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488